

3名の労働者のクビ切りを許すな!! 事故原因を究明するための追加申し入れ!!

1月29日発生にした補助吊架線切断について、新幹線地本は、2月1日の申第19号「『新横浜—小田原間における架線切断・停電事故』に関する緊急申し入れ」に続き、2月18日に申第21号「『1月29日発生した補助吊架線切断・停電事故の原因』に関する申し入れ」を会社に提出しました。

1月29日発生した補助吊架線切断・停電事故の原因に関する申し入れ

- ① 舟体取替作業に至る経緯の詳細について明らかにすること。
- ② 舟体取替時の作業状況の詳細について明らかにすること。
- ③ 舟体締結失念が原因であるという根拠について明らかにすること。
- ④ 舟体取替作業時、管理者が立ち会っていた理由と管理責任を明らかにすること。
- ⑤ 勤続30年といわれている社員の業務履歴について明らかにすること。
- ⑥ 当該社員3名のパンタグラフ関係の作業経験履歴について明らかにすること。
- ⑦ 当該社員3名は2月15日から就業制限となっているのか明らかにすること。
- ⑧ 当該社員3名を直ちに元の職場・業務に戻すこと。

会社は、事故発生後に当該社員3名を勤務から外し「日勤教育」を半月間ほど行いました。そして、今月15日から「就業制限」を発令され、「自宅謹慎」しているといわれています。

2月15日に松本社長は、定例記者会見で「初歩的ミス」「単純ミス」と当該社員に責任を押しかぶせる格好となっています。

しかし、この事故からわれわれが学ぶことは多くあります。作業員個々の責任を追究するのではなく、背後要因を含めた原因究明が最も問われるのです。

われわれは、作業ミスによる「就業制限」の例を知りません。経験しているのは「えん罪・蒲郡駅事件」で懲戒解雇を発令される前段のみです。

「初歩的ミス」「単純ミス」で労働者を解雇させないために立ち上がりましょう!!
労働者の首切りで事故を収束させない!!

自称責任組合は労働者を守るためにどう闘うつもりなのか!!

「責任追及から原因究明」への職場風土に向けて共に闘おう!!